

(目的)

第1条 この規程は、本学院の理念である「独立自彊・社会有為」を体現する人材育成に資することを目的に、追手門学院において学業やその他の活動において優秀な成績を修めた者、学院の名誉を著しく高めたと認められる者及び学内外において他の学生・生徒・児童・園児の模範となる者を表彰するために必要な事項を定める。

(表彰者及び種類)

第2条 表彰は理事長が行う。ただし、理事長が認めた場合は校園長が表彰を行うことができる。表彰の種類は最優秀賞、優秀賞及び奨励賞とする。

(副賞)

第3条 前条に定める表彰においては、表彰状及び、副賞を授与する。

2 副賞は、年度総額50万円以内とし、以下の通りとする。

(1) 最優秀賞は、1名若しくは1団体とし、団体に10万円、個人に5万円を授与する。

(2) 優秀賞は、団体に図書カード2万円分を、個人に同1万円分を授与する。

(3) 奨励賞は、団体に図書カード1万円分を、個人に同5千円分を授与する。

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象は、次の各項・各号の一に該当する学生、生徒、児童、園児個人又は団体とする。

2 最優秀賞

(1) 学術研究活動において、国際学会・国内学会などから賞を授与された場合。また、これに準ずる評価を受けた場合

(2) 国際的規模の競技会・展覧会・公演等で入賞した場合

(3) 国内の公式な競技会・展覧会・公演等で優勝・準優勝した場合。また、これに準ずる評価を受けた場合

(4) ボランティア活動等において、活動が認められ、公共団体などから表彰を受けた場合

(5) 人命救助・犯罪防止・災害防止等で国内外の公的機関において表彰を受けた場合

(6) 学院の行事等に積極的に参加・貢献し、学院の教育活動及び運営に多大な寄与が認められた場合

(7) その他各号に掲げる表彰制度と同等とみなす活動において、学院の名誉を著しく高めた場合

3 優秀賞

前項各号に準ずるもの

4 奨励賞

前項に準ずるものとし、その活動について、今後の期待が認められるもの

5 表彰対象者は、学内外の他の受賞と重複して受賞することができる。

(表彰の決定)

第5条 表彰対象者は、教職員の推薦に基づき、表彰選考委員会が選考し、理事長が決定する。

2 表彰選考委員会は必要に応じ関係者から意見を聴取することができる。

(表彰選考委員会の構成)

第6条 表彰選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、委員長は副学長をもって充てる。

(1) 副学長

(2) 初等中等部長

(3) 学生支援部長

(手続き)

第7条 表彰対象者の推薦者は、別途定める様式の推薦書に必要事項を記入し、毎年度9月30日までに初等中等課に提出することとする。対象となる活動期間は前年度の10月1日から当該年度の9月30日までとする。

2 表彰選考委員会は、必要と認められる場合に限り、前項の活動期間にかかわらず表彰対象者の選考を行い、理事長に具申することができる。

(事務所管)

第8条 この規程に関する事務は、初等中等課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

